

ID: 99

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	手当額の返還		
例規名 根拠条項	八頭町災害遺児手当支給条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第106号		
<p>【根拠条文】 (手当額の返還) 第7条 町長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日